

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	祖父江 靖	
出席	副 会 長	加 藤 勘 治	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	委 員	荻 巢 征 夫	
出席	委 員	野 口 隆	
出席	委 員	藤 原 智	
出席	委 員	加 藤 薫	
出席	委 員	水 谷 善 一	
出席	委 員	黒 田 國 昭	
出席	委 員	中 野 英 孝	
出席	委 員	鈴 木 義 英	
出席	委 員	濱 田 恒 雄	
出席	委 員	蜂須賀 時 夫	
出席	委 員	伊 藤 幹 雄	
出席	委 員	服 部 勝 明	
出席	委 員	横 井 博 昭	
出席	委 員	立 松 春 雄	

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	加 藤 清 治	
出席	委 員	小 林 義 昭	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	三 輪 清 博	
出席	委 員	村 上 守 國	
出席	委 員	野 口 ゆきゑ	
出席	委 員	井 戸 田 幸 夫	
出席	委 員	安 田 秀 樹	
出席	委 員	佐 藤 武 司	
出席	委 員	古 野 正 史	
出席	委 員	石 垣 謙 治	
出席	委 員	野 田 峯 和	
欠席	委 員	堀 田 重 孝	
出席	委 員	服 部 政 良	
出席	委 員	植 田 秀 夫	
出席	委 員	中 島 義 雄	
出席	委 員	伊 藤 宗 雄	
出席	委 員	古 江 寛 昭	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	鷲 野 継 久
課長補佐（事務担当）	渡 辺 弘 康

発言者	内 容
	<p>1．開催日時 平成23年6月21日(火) 午前9時00分から午前9時58分</p> <p>2．開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3．出席委員(35人)別紙のとおり</p> <p>4．欠席委員(1人)別紙のとおり</p> <p>5．議事日程</p> <p>    日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>    日程第2 議案第7号 農地法第3条関係</p> <p>    日程第3 議案第8号 農地法第5条関係</p> <p>    日程第4 決定第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>    日程第5 専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>    日程第6 専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願</p> <p>    日程第7 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>    日程第8 専決報告 現況証明願</p> <p>    日程第9 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知書</p> <p>    日程第10 その他</p> <p>6．農業委員会事務局職員 ( 3人 ) 別紙のとおり</p> <p>7．本委員会の書記は、課長補佐 鷲野継久、と 渡辺弘康 である。</p> <p>8．会議の概要</p> <p>    開会(午前9時00分)</p> <p>事務局長  皆さんおはよう御座います、定刻になりましたので平成23年6月農業委員会定例会を始めたいと思います。それでは、愛西市農業委員会総会規則第5条により議事の進行は日永会長さんをお願いします。会長さん宜しく願います。</p> <p>会長 <b>〈会長あいさつ〉</b>  それでは、本日の出席者数は<b>(36名中35名)</b>で、定足数に達しておりますので、只今より6月定例農業委員会を開会します。</p> <p>    審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。</p>

ご異議ありませんか。

**〈異議なしの声〉**

それでは、議席番号 37 番 伊藤 宗雄 委員  
議席番号 2 番 加藤 勘治 委員  
を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第 7 号	農地法第 3 条関係	3 件
議案第 8 号	農地法第 5 条関係	9 件
決定第 3 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定 による当委員会の決定について	4 件
専決報告	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出	12 件
専決報告	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による確認願	1 件
専決報告	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出	3 件
専決報告	現況証明願	2 件
報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	3 件

それでは、議案第 7 号 農地法第 3 条関係 について審議をお願いします、事務局より説明をお願いします。

事務局

**〈事務局説明〉**( 1 番の譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読 ) これにつきましては、買受適格証明にて 23 年 4 月の案件でございます、5 月 31 日付けにて許可をさせていただきました。

( 2 番の譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読 ) ( 3 番の譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読 )。以上、3 件については農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われ、以上でございます。

会長

只今、議案第 7 号について事務局より説明をさせていただきましたが、何かご質問ございますか。

**(発言なし)**

宜しいでしょうか。

それでは、議案第 7 号 農地法第 3 条関係について賛成の方は挙手をお願いします。

**(全員挙手)**

全員賛成ですので、許可することに決定します。

続いて、議案第 8 号 農地法第 5 条関係 9 件について事務局より説明をお願いします。

事務局

**〈事務局説明〉**( 1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読 ) 計画では 3 階建て延床 295.73 m<sup>2</sup>の建物を建築する予定でございます。

( 2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読 ) 5 台分の駐車スペースを確保する計画でございます。

( 3 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読 ) 現在は金棒と弥富市にて 6,000 m<sup>2</sup>のハウスにて鉢物の生産を行っており、中間点の申請地に住宅を建築し業務に励むとの事でございます。現在の住宅は取り壊しを行いハウス敷地とする計画でございます。

( 4 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読 ) 父と子の関係で近々結婚する事により分家住宅の計画でございます。

( 5 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読 ) 計画では砂利敷き 1 2 台分の駐車スペースを確保する計画でございます。

( 6 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読 ) 受人の駐車スペースとして使用する計画でございます。

( 7 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読 ) 来客用駐車スペース 5 台分、モデル庭園 2 箇所、ガーデニング用品、レンガ、ブロックなどの庭用品、及び、石置場として使用する計画でございます、石は 1 段積みとし高さは 1 m までとするとの事でございます。

( 8 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読 ) 来客用 3 台、従業員用 1 7 台、合わせて 2 0 台の駐車場を確保する計画でございます。

( 9 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読 ) 2 3 年 5 月 2 8 日に管理組合総会を開催し、規約を決定し、渡人の土地を賃借する事となり、1 8 台分の駐車スペースの内、1 7 台の申込書の添付があり、9 割以上の利用者が決定されており貸し駐車場の要件を満たしております。

以上、9 件につきましては農地法第 5 条第 2 項に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われ、以上でございます。

会長

只今、事務局より議案第 8 号の 9 件について説明させていただきました、何かご質問ございますか。

22 番委員

今回の議案番号 4 につきまして質問させていただきます。只今、事務局から

<p>事務局</p>	<p>分家住宅、父と子という関係で説明がありましたが、4番の件につきましてもう少し具体的に説明をしていただくと良かったと思います。</p> <p>この申請者は長年いわゆる無断転用、違反転用事案がありまして、農業委員会からは是正勧告を受けながらも復元せず未だに駐車場として使用しています、地域では悪質な農地法第5条の違反者であると思われる訳でございます、このような申請者は事務局が受付の段階において指導すべきだと思いますが、先程、農地法第何条何項により全て法的にはなんら問題はありませぬという様な説明がございましたが、事実問題は無いのでしょうか、私は法的に大きな問題があると思いますが。</p> <p>ご指摘の農地転用違反につきましては、私共も承知はさせていただいております、場所及び現場写真、是正通知も出させていただいております。但し、今回の案件につきましては、その違反転用を基に今回の案件を蹴るとか、受付をしないとか、そういった事は出来ません、ご理解いただきたいと思っております。</p>
<p>22番委員</p>	<p>今の説明では理解できない様な回答でございましたが、いわゆる同じ所有者の土地が違反転用で、農業委員会のパトロール等々を数回行って、公文書による是正勧告しながら、一向に修正しないという中で、そういったものでも別の事案であれば問題は無いと言った理解で宜しいでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p>
<p>22番委員</p>	<p>そうしましたら、少し古い話でございますが、住民から相談事が農業委員会になされた時に、逐次そういう記録は取っておられますね、記録をとってありませんか。</p>
<p>事務局</p>	<p>どう言った相談で。</p>
<p>22番委員</p>	<p>いわゆる農地法に関する相談事が日常的なされていると思いますが、一般行政では住民から何かと相談があれば、受付簿とかで整理され、後々に残されるだろうと思います。実は私、小茂井町にお住まいの農業者の方から相談を受けまして、平成21年4月24日でございますが前事務局長さんに農地法第5条の許可申請についてお尋ねをしたことがございます、その時、無断転用がなされておって、若干構築物があった、その様な理由で、農業委員会としてはその方に対して指導しておりますよと、ですから今回、例えば新たに農地を求められて、いわゆる許可申請を出されてもこれはだめです、それは事務処理要綱等によりまして県の方へも報告される、色々な話し合いの中で、これについては愛西市の農業委員会では、書類の申請者・所有者が何らかの法に触れる、いわゆる無断転用、違反転用をやっている実績については、それを復元した後であれば別に問題はないのですが、現状の中では、それは許可する事はできませんと言う事で終わりました。ですから多分その間については仮登記のままで農作業</p>

	<p>をやって見えるのかと言う心配をしている訳でございますけど、これは、例えば、今、その様な記録が残っていれば言って下さい、私はさばを読んでいると言う事はございませんので、一つその様な事がございます。ですから、今回の私の勉強した限りにおきましては、いわゆる先程、別件であるから別に法的にはなんら問題はないと言う事ですね。</p>
事務局	はい。
22番委員	ただですね、農地法などを読みますと、いわゆる4条第2号3号に不許可の条件と言うのは当然でございます、それに該当すると思われれます。その言った事の中で、先程の21年に私が相談した事案等々を踏まえて、その後、農業委員会としての指導方針と言うのは何か変更されたのですか、お尋ねします。
事務局	<p>法的解釈のお話ですが、第5条第2項に該当しない為と私は申し上げております、それにつきましては、必要な資力及び信用があると認められない事、権利を有する者の同意を得ていない事、災害を発生させるおそれが認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認め場合、その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合、につきましては不許可とするとなっております、これに該当しない場合は許可となる。</p> <p>今回の案件で県の判断基準によりますと、他の農地の違反転用とこの不許可要件に該当する、資力及び信用の判断について、県より判断基準が示されております、その中には、違反転用については是正命令をしている者から同様の申請があった場合、それにつきましては回答として、一般的には是正命令の内容が新たな申請と関連がある場合において原状回復命令を受けている者が、是正指導に従わないまま転用者として新たな転用許可申請を行った場合には、信用がないものとして、許可要件の中で信用がないと認められる場合においては、不許可処分のやむを得ない。しかし、是正命令の内容が新たな申請と関連がない場合には、当該申請は通常の事務処理を行い、違反転用については別には是正指導を行うとなっております。法的根拠はこの様になっております。</p> <p>法的な説明になりますが、これをもってして、他に物件があるとのことで、今回、不許可処分にする事は出来ないと思われれます。</p>
22番委員	それと、21年の取り扱いは。
事務局	それについて、宜しいでしょうか。
会長	はい。
事務局	小茂井の件、書類等を持ってきておりませんので覚えて回答させていただきますが、22番委員が言われたのは、おそらく先程、渡辺が言いましたように、



	<p>無断転用をしている場所以外の所に、今回は分家の計画でございます。22番委員の21年4月24日の件は、無断転用の箇所を是正と言う事で、確か農用地区域、青地ですね、青地の上に物が建っていたはずで、青地の場合は通達でもありますように、更地にして農転を、是正をなさいと通達がある以上、私どもは、このまま農地転用は認められません、3条の場合は認められませんと言った回答をいただいたと思いますが、如何でしょうか。</p> <p>今の青地等に関しましては、様は要するに、法の下には当然誰もが平等の権利をもっている訳でございますので、どの様な形であろうが、法を犯している場合は同じ様な取り扱いを受けるべきだと私は思っております。ですから、今、何か信用の問題でどうのこうのと言う様な事で、別の案件だから、別の場所だから、所有者が同じであったとしても問題ないと言う様な理解をされておられますが、僕はたまたま県発行のQ &amp; A等々の勉強をしてみました、若干要するに事務局の考えと話が違う訳で。</p> <p>ですから、法的な事を言ってもお互い平行線をたどるだろうと思いますが、違反状況は地域の住民であれば知っている、いわゆる最も悪質な無断転用だと、これは農業委員会も当然認めていただいていると思いますが、そう言った中で今までの農業委員会の対応が非常に生ぬるいのではと言うのが近くの皆さんのお声です。これを更に許可を出した場合は、益々行政不信が増しますよ、ですから愛西市としての独自の、農業委員会としての事務処理要綱的なもので、所有者が他に違反転用があり、場所を変えてでも申請した場合は、良いですなんら問題ありませんよという様な事が果たして地域住民の皆様方のご理解をいただけるかどうかと私は思いますのですが。</p> <p>ですから、例えば許可する場合は条件付で、現状の違反転用の土地を現状復旧してから許可を改めて出さないとかですね、そう言った事を付け足さないで、僕は住民の方々、私自身も理解できない様な気がします。</p> <p>もし、皆さん方に違った意見があればご発言をお願いしたいと思います。</p>
22番委員	
11番委員	少し宜しいでしょうか。
会長	はい。
11番委員	4条5条について最終的に進達をして許可をするのは県知事。
事務局	はい県です。
11番委員	そういう事は、進達をする際に、今の無断転用があって指導をしているなどの部分については、進達をする際に県の方へ上げると言う事はあるのか。
事務局	そう言った一文を入れる事は可能かと。

11番委員	<p>今現在どうして見えるのか、要は進達をする際にその辺の状況を全部まとめて県の方へ進達して、最終的に許可権者は県ですので、それを審査して県の方が許可をしてくるのであれば、其れは其れとして受け止めざる得ない状況ではないのかと思います。</p> <p>だから、市町村の農業委員会としてやる事はこの様にやっています、法律に基づいて、だけれども法律においてはこの様になっているから、県は許可を下ろしましたと言うのが、今の筋ではないのかが、僕の今までの話を聞いての考え方なのですが。</p>
会長	<p>今、法律的には許可をする、別の案件とするらえ方ですので、許可をするとなれば当然今までの違法なところがある、尚且つ農業委員会としては県の方に許可するとして進達する中に条件として付けさせていただくことについては良いのではと思います。</p> <p>ここについては何回かの勧告はしているのか。</p>
事務局	<p>1回はしております。</p>
会長	<p>別の場所か。</p>
事務局	<p>はい、別の場所です。</p>
会長	<p>別の場所ですので、今度の分家を建てる場所については対象外と解釈があるものですから、信用との文言がある中では社会的に許可して良いものかとなれば感情的になってしまいます、そのところは冷静な判断していただき、それはそれとして、是正をしてもらうと言う事を付けて県の方に進達する事をさせて頂くべきと思いますが。</p>
11番委員	<p>県に対して、ある程度の情報を付けて進達して、その内容を確認して最終的に県にて結果を出していただくことは農業委員会としても宜しいのでは思うのですが。</p>
会長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>それにつきましても、一度県と協議し、どちらにしろ申請が出たところで、申請者には是正をする様に再度指導させていただきますので宜しくお願いします。</p>
会長	<p>他宜しいでしょうか。</p>
35番委員	<p>7番の関係ですが、周辺にフェンスなどをされるのか、周辺との問題は無かったのかお尋ねします。</p>

事務局	<p>一部フェンスで囲い、今まで多くの転用がございましたが特に問題はございません。</p>
会長	<p>宜しいでしょうか。</p> <p><b>(発言なし)</b></p> <p>それでは若干問題がありましたので、まず4番を除いて採決をとらせていただきます。</p> <p>議案第8号 農地法第5条関係の4番を除いて1番から9番までについて賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p><b>(全員挙手)</b></p> <p>有り難うございました、4番を除いて全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第8号 農地法第5条関係の4番の議案について賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p><b>(賛成多数)</b></p> <p>賛成多数と言う事で条件を付けて、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、事務局から 決定第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について 4件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>《事務局説明》</b>(農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について1番～4番の議案に関し、譲渡人、譲受人、申請地所在・現況・面積、公告年月日、期間、作物、権利の内容、新再設定を朗読)以上4件につきましては基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま す、以上でございます。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第3号の4件について説明させていただきました、何かご質問ございますか。</p> <p><b>(発言なし)</b></p> <p>それでは、決定第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ</p>

る当委員会の決定について、賛成の方は、挙手をお願いします。

**(全員挙手)**

有り難うございました、全員賛成ですので市へ答申する事に決定いたします。

続きまして、

専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	12件
専決報告	農地法第4条第1項第8号の規定による確認願	1件
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	3件
専決報告	現況証明願	2件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	3件

について事務局より説明をお願いします。

事務局

**〈事務局説明〉**

(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から12番の届出者住所氏名・申請地・登記・面積・申請内容の取得した権利及び事由、斡旋希望の有無を朗読)以上12件の届出がございました。

(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 1番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・土地の利用状況・処理日を朗読)以上1件の確認願いでございます。

(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読)以上3件の届出がございました。

(専決報告 現況証明願 1番と2番の願出者住所氏名・土地の所在、台帳地目、現況地目・面積・事由・備考、見地確認日、証明年月日を朗読)以上2件の証明をさせていただきました。

(報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読)以上3件の通知書の提出がございました。以上です。

会長

只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。

**(発言なし)**

宜しいでしょうか、それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお

	<p>願います。</p> <p><b>(全員挙手)</b></p> <p>有り難うございました、全員賛成ですので、可決承認をさせていただきました。</p> <p>これをもちまして、6月定例農業委員会に提出されました案件の審議は全て終了しました。</p> <p>(午前9時34分)</p> <p>それでは、その他に入らせていただきます。</p> <p>立田地区 農地パトロール報告をお願いします。</p>
10番委員	立田地区農地パトロール報告
会長	事務局より報告事項があれば。
事務局長	1番委員の葬儀に関する報告。
	「特定農地貸付法による愛西市市民農園開設要領」について、渡辺より説明。
	<b>〈渡辺説明：質疑〉</b>
	今月の農地パトロール(八開地区)6月27日(月)午後1時30分から 愛西市役所 八開農業管理センター(愛西市江西町)
	次回農業委員会 7月19日(火)午前9時 立田庁舎 第一会議室
会長	その他宜しいですか。
	<b>(発言なし)</b>
会長	これをもちまして、定例農業委員会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

閉 会（午前9時58分）

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成23年6月21日

会 長

日永 熙

議事録署名者

議席番号37番委員

伊藤 宗雄

議事録署名者

議席番号 2番委員

加藤 勘治

--	--